

## 平成28年度第7回総会（月例）議事録

日 時	平成28年9月28日（水） 午前10時開会																					
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																					
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大吾</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳩宿 隆雄	福永 大吾	永尾 寛	村山 利清	横峯 明人	中村 秀彦			堀之内 薫			脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																					
有村 伊智博	岩元 節朗	園山 一則																				
堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一																				
鳩宿 隆雄	福永 大吾	永尾 寛																				
村山 利清	横峯 明人	中村 秀彦																				
		堀之内 薫																				
		脇田 サトエ																				
欠席委員 （2名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">仮屋 幸孝</td> <td style="width: 33%;">上四元 正昭</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	仮屋 幸孝	上四元 正昭																			
仮屋 幸孝	上四元 正昭																					
事 務 局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">事務局長</td> <td>川村</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>永野</td> </tr> <tr> <td>支局主任</td> <td>引地、小山田、大小田、中村、吉永、陣ヶ尾、濱畑、吉村</td> </tr> <tr> <td>専門員</td> <td>徳永</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>栗須、内村、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>村山</td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>池田</td> </tr> </table>	事務局長	川村	主 幹	永野	支局主任	引地、小山田、大小田、中村、吉永、陣ヶ尾、濱畑、吉村	専門員	徳永	主 査	栗須、内村、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋	主 任	村山	主 事	池田							
事務局長	川村																					
主 幹	永野																					
支局主任	引地、小山田、大小田、中村、吉永、陣ヶ尾、濱畑、吉村																					
専門員	徳永																					
主 査	栗須、内村、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋																					
主 任	村山																					
主 事	池田																					
農政総務課	主 査 村田																					
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 非農地認定に関する件</li> <li>5 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>6 相続税の納税猶予に関する件</li> <li>7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> <li>9 鹿児島市農業委員憲章改正について</li> </ol>																					
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> </ol>																					

議 長	<p>開 会（午前10時00分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、仮屋委員、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、松下委員、園山委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> 1ページ～4ページ 7件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>4ページ、番号6号につきましては、6番委員自身が、申請人となっている案件でございます。従いまして、6番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(6番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査は5番委員にお願いしました。</p> <p>番号6号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別と内容：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	聞き逃したかもしれませんが、調査は5番委員が行かれたのですよね。
18番委員	そうです。5番委員にお願いしました。
16番委員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」番号6号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>(6番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 まず、吉田、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。 番号1号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号2号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。 番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。 番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号5号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。 番号7号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>5ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、郡山、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：共同住宅、共同住宅1棟284.72㎡、駐車場482.81㎡、通路等529.43㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>仮換地指定面積とは、何でしょうか。</p>
事務局	<p>土地区画整理区域内の土地において、従前地から道路整備等に必要土地を提供してもらい、残地に相当する土地を新たに割り当てていく行為が、仮換地指定であり、備考欄には指定後の面積を記載しております。</p>

16番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>6ページ～16ページ 28件</b>	
議長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>なお、本庁番号1については、議題4.「非農地認定に関する件」17ページの 本庁番号2号から6号までの案件が関連するので併せて、審議していただきたい と思います。また、報告事項4.「農地法第4条・5条届出専決に関する報告につ いて」のうち、45、46ページの農地法第5条届出専決処理報告書の本庁番号 3号も関連するので併せて、報告させていただきます。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：建売住宅・植 林、住家23棟1, 171.16㎡、庭敷地3, 428.84㎡、通路等11, 587.40㎡、宅地分譲7, 651.11㎡、植林等1, 314.08㎡、周 囲の状況及び被害防除計画：東・南…里道、西…市道、山林、北…山林、他人畑、 境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>次に非農地証明について、17ページをお開きください。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>続きまして、関連のある5条届出の報告について、45ページをお開き下さい。 番号3号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：宅地造成・植 林、宅地造成23, 838.51㎡、区域外緑地等1, 314.08㎡。</p> <p>この件につきまして、事務局が補足説明いたします。</p>
議長	事務局より補足説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>この件について補足説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、田上広木トンネル付近に位置し、周囲を住宅地に囲まれた丘となっており、「第2種農地市街地近接農地」に該当します。申請人は、住宅需要が見込まれるとのことで、申請地と隣接する山林・原野等を一体利用し、建売住宅及び宅地分譲を行うものです。また、別の申請においては、登記上の地目は農地だが、現況山林であるとの事で、非農地証明願いも提出されております。</p> <p>こちらの図面のオレンジ色の点線から左側が市街化調整区域、右側が市街化区域になります。また黄色（6カ所）で着色した部分が5条許可申請、緑色で着色した部分（8カ所）が非農地証明願い、点線から右側の茶色（10カ所）で着色した部分が5条届出の区域となります。</p> <p>5条許可申請につきましては、申請農地及び隣接山林等に建売住宅23棟及び通路等を設置する予定です（住宅23棟について、カウントして示す）。</p> <p>非農地証明願い及び5条届対象農地につきましては、隣接山林等と一体利用する形で、宅地分譲38区画、道路、公園等を設置するものです。</p> <p>なお、転用予定農地のうち、開発区域外となる、この青色で着色した部分につきましては、植林・芝植付を行う予定です。</p> <p>（別図「土地利用計画図」を利用）こちらの図面をご覧ください。</p> <p>分譲区画は、建売住宅・宅地造成部分併せて61区画となりますが、この図面の黄色の部分該当します。</p> <p>このほか、公園がこの緑の部分、調整池が青色の部分、通路が茶色の部分となります。通路につきましては、調整池沿いに整備し、現在ある市道（図面で指し示す。）と接続予定です。</p> <p>このほか、図面上方の緑色の部分につきましては、階段状に緑地として整備予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員

ご報告します。

番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家9棟562.62㎡、通路660.00㎡、庭敷地等1,776.38㎡、東・北…宅地、市道、西…宅地、渡人畑、南…宅地、他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。

番号3号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟72.04㎡、庭敷地等221.96㎡、東…貸人畑、西…宅地、他人畑、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は既にシラスと重機を搬入していたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、事前にこのようなことがないよう厳しく指導を行ったところです。

番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟124.62㎡、庭敷地等409.38㎡、東…宅地、他人畑、西・南…宅地、私道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は一部が高さの異なる段になっており、有効面積は500㎡以下であることからやむを得ないものと判断しました。

番号5号、賃借権、設定、車両置場、車両置場803.00㎡、東…貸人田、西・北…里道、南…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は、受人である法人の会社に隣接しており、以前から置場として使わせてもらいたいとの強い要望があり、賃借権を設定して今回の転用に至ったものであり、やむを得ないものと判断しました。

番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟104.75㎡、庭敷地等405.25㎡、東・西…里道、南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は通路部分としての転用面積52㎡を含んでおり、有効面積は500㎡以下であることからやむを得ないものと判断しました。

番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟54.24㎡、庭敷地等269.84㎡、東…私道、水路、西…貸人畑、北…私道、南…宅地、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。

番号8号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟331.32㎡、通路52.00㎡、庭敷地等1,204.68㎡、東…宅地、西…宅地、市道、南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道。

番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟174.09㎡、庭敷地等548.91㎡、東…里道、西…宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。

この件につきまして、補足説明をいたします。

申請地は平成28年5月に別の法人が申請を行い、他法令の審査中でありましたが、諸事情により申請を取り下げ、今回の受人である別法人が再申請をしたものであります。



議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場1,311㎡、通路424.00㎡、法面等1,300.00㎡、東・西…山林、南…市道、北…雑種地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は隣接する山林と一体利用であり、転用に際して総面積は3,035㎡ですが、高低差約5mから20mの急傾斜地となっていることから、利用可能な有効面積は1,735㎡となり、残りの1,300㎡については全て法面となります。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟66.25㎡、庭敷地等375.67㎡、東…渡人田、西…里道、南…他人田、北…水路、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は平成7年に土地基盤整備事業を実施しているため、農振除外後の農地区分は第1種農地となります。</p> <p>この第1種農地は原則として転用を許可できないところですが、申請地北側の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当します。</p> <p>なお、周辺農地への用排水等の営農条件についても支障を生じる恐れがないことの確認もされており、転用はやむをえないと判断したところでございます。</p> <p>番号12号、賃借権、設定、車両置場、車両置場1,175.00㎡、東・西…宅地、南…雑種地、北…県道、境界…土留、雨水…県道側溝。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟123.64㎡、庭敷地等110.36㎡、東・西…宅地、南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟123.00㎡、庭敷地等245.00㎡、東…市道、西・南…他人畑、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟98.54㎡、庭敷地等201.46㎡、東…宅地、他人畑、西…私道、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟99.00㎡、通路72.00㎡、庭敷地等232.00㎡、東…他人田、西…宅地、渡人田、南…水路、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電546.00㎡、東・北…山林、西…里道、南…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請人は喜入瀬々串町にある既設の太陽光発電施設を増設するため隣地の土地を取得し、転用を行うものです。</p> <p>増設規模としましては、太陽光パネル72枚、最大出力19.08kWになります。</p> <p>なお九州経済産業局からの設備認定通知書は、当初平成26年7月25日に受け、今回平成28年6月23日付で軽微変更届出を行い、変更承認を受けております。また九電への接続契約申し込みも平成28年8月19日付で系統連係承諾通知書等に代わる回答書を受け、承諾されております。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、共同住宅、共同住宅2棟294.40㎡、駐車場225.00㎡、通路等450.60㎡、東…宅地、西・南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟50.68㎡、庭敷地等122.32㎡、通路202.00㎡、東…里道、渡人畑、西・南…渡人畑、北…宅地、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,332.52㎡、通路180.48㎡、東…宅地、他人畑、西…宅地、南…私道、北…他人畑、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,380.00㎡、通路135.00㎡、東…宅地、雑種地、西・南…市道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟333.13㎡、通路215.00㎡、庭敷地等677.87㎡、東…市道、西・北…他人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号23号、所有権移転、売買、建売住宅、住家8棟435.46㎡、通路270.00㎡、庭敷地等1,279.54㎡、東…他人畑、西・北…市道、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号24号、賃借権、設定、駐車場、駐車場214.00㎡、東…水路、西…県道、南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3kmに位置する第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>借人は、店舗用駐車場が手狭となったため、貸人から申請地を借り受け、自社の店舗用駐車場とするものです。</p> <p>申請人は、すでに申請地を店舗用駐車場として転用していたため、今回、始末書添付のうえ申請されております。</p> <p>申請人には、代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。

18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号25号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟82.80㎡、庭敷地等288.20㎡、東…他人畑、水路、西…県道、南…里道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号26号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟50.82㎡、庭敷地等106.71㎡、東…別件5条申請地、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号27号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟51.84㎡、庭敷地等105.69㎡、東…他人畑、西…別件5条申請地、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号26と番号27について補足説明をさせていただきます。</p> <p>平成28年度第1回農地部会で、渡人に対しての、建売住宅3棟建築の5条転用許可については、許可済みになっております。</p> <p>今回の申請は、渡人が建築した建売住宅のうち、2棟と分筆後の2筆のそれぞれの所有権移転に係るもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、所有権移転を行うには、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>なお、平成28年度第5回総会で1棟1筆の建売住宅売買については、許可済みとなっております。</p> <p>番号28号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟101.02㎡、庭敷地等192.16㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、除外審議済で除外後に1種農地となる番号11、除外後に2種農地となる番号22及び23号、この3件以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>宅造法8条の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>宅造法8条許可につきましては、切土、盛土が50cmを超える500㎡以上の土地の形質変更が伴うものにつきましては、宅造法8条の許可を受けなければならないというものです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>

7 番 委 員	6ページの建売住宅23棟、市街化区域の隣接地ということですが、今年の上月から3棟以上は許可しないというのが都計法の中で審議されていたと思うのですが、この申請というのは、4月以前の申請ですか。
議 長	ほとんどそうです。 今出ている谷山地域の方も全部3月までに申請したのが、土地利用調整課が許可をしてそれが溜まって、農業委員会にその後出てくるんです。今後もまだ出てくると思います。
7 番 委 員	駆け込み申請ですね。
議 長	そうです。増えています。
事 務 局	今、会長から、当該申請についても駆け込み申請があったものと思われるということでしたが、本件につきましては、相談は以前にあったと思うのですが、申請等につきましては、4月以降のものになります。開発につきましては、市街化調整区域における条例一部改正によって、7番委員の方が言われた3戸以上のものはできないという指定は確かにあるのですが、この開発につきましては、土地利用調整課の方に相談をされて、4月以降であっても、開発が可能地域ということで、協議の方が行われておきます。
7 番 委 員	わかりました。除外地があるということですね。
事 務 局	そうだと思います。
議 長	場所によっては、許可する案件もあるということですね。
7 番 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」28件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡以上である番号1号及び除外後農地区分が1種農地である番号11号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。 また、議題4.「非農地認定に関する件」番号2から6号までの5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題4. 非農地認定に関する件 17ページ～23ページ 22件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 先ほど本庁番号2号から6号までの5件につきましては、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の17件について審議していただききたいと思います。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家1棟、27年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：共同住宅1棟、40年経過、現況宅地。 番号10号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号11号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。 番号12号、調査結果：杉、檜、約30年経過、現況山林。 番号13号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 番号14号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約80年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号15号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号16号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号17号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号18号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号19号、調査結果：住家1棟、40年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号21号、調査結果：杉、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」17件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</b></p> <p><b>24ページ～32ページ 13件</b></p>	
議長	<p>次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>議題5.「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 24ページをお開きください。</p> <p>「議案第5号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成28年9月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権8件6,196.00㎡、うち新規6件4,521.00㎡、賃借権5件32,690.00㎡、うち新規3件29,212.00㎡、合計13件38,886.00㎡、うち新規9件33,733.00㎡となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が4件、5年から10年未満、10年が各2件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。</p> <p>これは、24ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に10年が3件、3年、5年が各1件となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権10筆、賃借権21筆、計31筆。面積は、田2,861.00㎡、畑7,115.00㎡、樹園地28,910㎡、計38,886.00㎡うち更新分は、5,153.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は13人。うち更新分は4人となっております。</p> <p>次に28ページから32ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>33ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、17番委員をお願いします。</p>



1 7 番 委 員	<p>資料の33ページをお開きください。</p> <p>この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この制度を利用すると、申請人は3年に1度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出ることになっております。</p> <p>今回1件の申請があり、去る9月13日に1番委員、私、事務局職員3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。</p> <p>相続開始は平成19年2月16日、申請人は被相続人の子で、今回が4回目の申請でございます。</p> <p>今回、調査しました特例適用農地は全て畑であり、その1は、かぼちゃ、深ネギを作付け中、白菜を作付け予定、</p> <p>特例適用農地2は、さつまいもを作付け中、ブロッコリーを作付け予定、</p> <p>特例適用農地3は、じゃがいもを作付け中、カブを作付け予定とのことでした。</p> <p>従いまして、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「相続税の納税猶予に関する件」、1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p><b>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> 別冊資料2 7件</p>	
議 長	<p>続きまして、議題7。「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町柗口地区にあり、喜入支所から南南西へ約1kmに位置し、東・北側は渡人田、西側は他人田、南側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、排水路。</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町柗口地区にあり、喜入支所から南南西へ約1kmに位置し、東側は他人田、西・北側は渡人田、南側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町柗口地区にあり、喜入支所から南南西へ約1kmに位置し、東・南・北側は渡人田、西側は他人田に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町柗口地区にあり、喜入支所から南南西へ約1kmに位置し、東・南側は渡人田、西側は他人田、北側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、道路。</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町柗口地区にあり、喜入支所から南南西へ約1kmに位置し、東側は他人田、西・南側は渡人田、北側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	続きまして、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。22ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.6kmに位置し、東側は他人畑、西側は市道、南側は里道、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、26ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、山林</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町堀之迫地区にあり、松元支所から南西へ約3kmに位置し、東側は本人畑、西・南・北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>2ページを見ているのですが、これも外周部として見なせるのですか。要するに東・北、渡人田、西、他人田ということなんですが、これは1種農地の外周部として認められるのですかという質問です。</p>
農 政 総 務 課	<p>農政総務課からお答えします。</p> <p>当該農地につきましては、5ページにありますように、外周部に接しております。実際のところ歯抜け状になってしまうところですか、周辺の利用の状況等を勘案しまして、外周部で見るともやむ負えないという判断をいたしております。</p>
7 番 委 員	<p>4、5年前から実は、私の管轄、小山田町の中で、1種農地の部分があって、それよりも北側は、ほとんど耕作放棄地になっていて、それでも1種農地ということで、住宅申請が出てきたんだけど、前任者の方といろいろやり取りをして、県からも話をして、なかなか許可の出ない物件をまだ引きずっているんです。周囲が農地でも、外周部として認められるのだったら、この懸案事項も認められるなどと思って質問しました。周りの農地があっても、外周に近ければ、外周部という形で認めるということで、今後はそれでいいですね。</p>

農政総務課	<p>周辺の利用状況、周辺に大規模に耕作する認定農業者等がいらっしゃれば、その方々の経営を妨げることは許されないことですので、それを第一に考えております。他につきましても、周辺の耕作状況を見ますと、そのようなタイプの形態もいらっしゃらずに、仕方ないと判断したところがございます。基盤整備実施地区でございますので、こちらにつきましては公共工事がされてから、有効活用が長くされぬままと思われましますが、こちらにつきましては、56年度に出されてから、20年以上経過しておりますので、それを含めましても、土地の有効利用という観点も含めまして、やむ負えないかなと思っております。</p>
7番委員	<p>そういう市民の農地の1種農地の部分、それも工事を導入した基盤整備できれいに区画のできているこういう所を認めていくということは、基盤整備のできていない例えば小山田地区、郡山地区についても、こういう所は、今後は認めていくという考え方でいいですね。これは議事録に残してください。次、申請出させますので。</p>
議長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>只今の中で、農用地の除外について、周囲に農地があつて農用地と農用地でない部分と混在している部分につきましては、農政総務課の方で判断されるのでしようけど、外周部に接しているかないかということで、本件につきましては、農政総務課の方では、5ページの地図でいきますと、線が薄いですが、太い黒で土地に点が打つてある、ここが外周部の線になります。ここに接しているということで、今回除外は、外周部に接しているということで、除外が可能だということで、意見を聞かれているんですけど、個別の案件につきましては、ここで全てが、7番委員がおっしゃられたように認められるというものではないと思っておりますので、そこはまた個別に農政総務課の方に相談をしていただきたいと思っております。</p>
7番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>除外は農政総務課が決めることですので、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、7件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

<b>議題 8. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 1 件</b>	
議 長	<p>続きまして、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>それでは、桜島、2 番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。30 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、牛舎。</p> <p>4. 現況、申出地は、桜島藤野町東原地区にあり、桜島支所から南へ約 0. 1 k m に位置し、東・南側は渡人畑、西側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び用件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎で周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」、1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題 9. 鹿児島市農業委員憲章改正について</b>	
<b>別冊資料 3</b>	
議 長	<p>次に、議題 9. 「鹿児島市農業委員憲章改正について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>別冊資料3になります。</p> <p>これは、5月の全国農業委員会会長大会で全国の農業委員憲章が改正されたことに伴いまして、本市の農業委員憲章を別紙の通り、改正したく提案したものです。</p> <p>大きな改正点は、推進委員が新設されたものに伴い、農業委員憲章から農業委員会憲章になったこと、前文が作成されたこと、それから農地利用の最適化に努めるという項目ができたことなどとなっております。</p> <p>それでは読上げて提案をいたします。</p> <p>鹿児島市農業委員会憲章（案）</p> <p>鹿児島市農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。</p> <p>鹿児島市農業委員会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業・農村・農業者の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、市民の期待と信頼に応えます。</li> <li>1. 食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</li> <li>1. 農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</li> <li>1. 暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</li> <li>1. 地域農業の持続的発展のため、都市型農業を確立し、農業関係機関・団体と連携し、農業・農村の振興に努めます。</li> </ol> <p>以上です。審議の方よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>これは、鹿児島県内の農業委員会は、今読んでいただいたこれと全く共通するのですか。</p>
議長	<p>全く同じではないです。</p>
16番委員	<p>ないんですね。それぞれの委員会で決めるわけですね。</p>

議 長	鹿児島市も前のと大体同じで、項目も、ただ先程事務局から説明がありました通り、農業委員と農地利用最適化推進委員ができたわけですね。そういうことでこのように、前は農業委員憲章だったのを農業委員会憲章となって、また農地利用の最適化を目指しというような文がいろいろ加わったりした案件でございます。それぞれ各市町村もそれに添って大体同じようなものです。全国、法律が変わったものですから、こういうふうに変ったわけです。ご理解ください。
1 6 番 委 員	わかりました。
1 8 番 委 員	下から2番目の暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供のこの暮らしと経営は、誰の暮らしと経営かというのを明確化した方がいいのでは。例えば市民の暮らしとか農家の暮らしと経営とかした方がいいような気がします。どうでしょうか。
事 務 局	前は、農業経営と暮らしに役立つ情報の収集となっていたのですが、今回の改正で暮らしと経営という形に変わってきております。農家への農業委員会が出しております農業新聞等の付与、賃借料関係の調査とかそういうのを含めていると思うのですが、そういうことで暮らしと経営という形にさせていただきました。
議 長	大きな意味で考えております。
1 8 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9、「鹿児島市農業委員憲章改正について」は、原案どおり承認することに決定いたします。  議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>34ページ～37ページ 7件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。34ページです。 照会日：平成28年8月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年8月31日に鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、35ページです。 照会日：平成28年8月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年9月13日に鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、36ページです。 照会日：平成28年9月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年9月13日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	報告します。37ページです。 照会日：平成28年8月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年9月5日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</b> <b>38ページ～39ページ 2件</b>	
議 長	報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本庁、16番委員お願いします。



1 6 番 委 員	<p>報告します。38ページです。</p> <p>照会日：平成28年9月1日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況は現況非農地である。</p> <p>処理状況：平成28年9月21日に鹿児島市長へ報告済。</p> <p>続きまして、39ページです。</p> <p>照会日：平成28年9月9日、2925-1、2982-1：現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり現況非農地である。</p> <p>3262-1：現況：農地及び非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり現況農地及び非農地である。</p> <p>処理状況：平成28年9月21日に鹿児島市長へ報告済。</p> <p>以上です。</p>
<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>40ページ～41ページ 9件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>40ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田3筆、1,761.00㎡。畑18筆、10,477.00㎡。合計21筆、12,238.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。</p> <p>41ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>42ページ～52ページ 33件</b>	
事 務 局	<p>42ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に共同住宅が2件、一般住宅、駐車場、その他が各1件、合計5件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が23件、駐車場が2件、共同住宅、店舗等、その他が各1件、合計28件となっております。</p> <p>43・44ページは、4条関係5件、45ページから52ページまでは、5条関係28件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>・平成28年度第8回総会（月例）開催日時は、 10月28日（金）午前10時00分開会 中央公民館 地下A会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>閉 会（午前11時30分）</p>